



令和6年5月20日
九州地方整備局
有明海沿岸国道事務所

「働き方改革への取り組み」に関する説明会 開催のお知らせ

- 令和6年4月から改正労働基準法により、罰則付きの時間外労働規制が建設業においても適用されました。
- インフラの整備・管理や災害対応を支える担い手を確保・育成するためには、受発注者が対等な立場で現場の課題を解決する仕組みを構築し、若者が安心して入職できる魅力的な建設業界を築くことが急務となるなど、働き方改革は待ったなしの状況です。
- 今回の説明会は、働き方改革への取組みを実践していく上で、昨年度、整備局で作成している働き方のための「五つの運用基準（通称：5ルール）」及び「勘所」について、受発注者間で認識を共有し、相互理解の深化を図る場として、当事務所発注の工事を受注された会社等を対象に説明会を開催します。
- 説明会の最後に発注者より、働き方改革の「実践宣言」を行います。

記

日 時 : 令和6年5月24日（金）14:00～15:30
内 容 : 別紙－1のとおり
場 所 : 柳川総合保健福祉センター「水の郷」 水の郷ホール
住所 : 柳川市上宮永町6番地3（別紙－2参照）
出席者 : 約100名

※取材を申し込まれる方は、別紙－3にご記入の上、メールにて送付をお願いします。

【問い合わせ先】

国土交通省 九州地方整備局 有明海沿岸国道事務所

技術副所長 たか た 高田 え い じ 英二 （内線 6503）

工務課長 なら は ら 檜原 し ん す け 伸介 （内線 6541）

電話 : 0944-74-2930（代表）

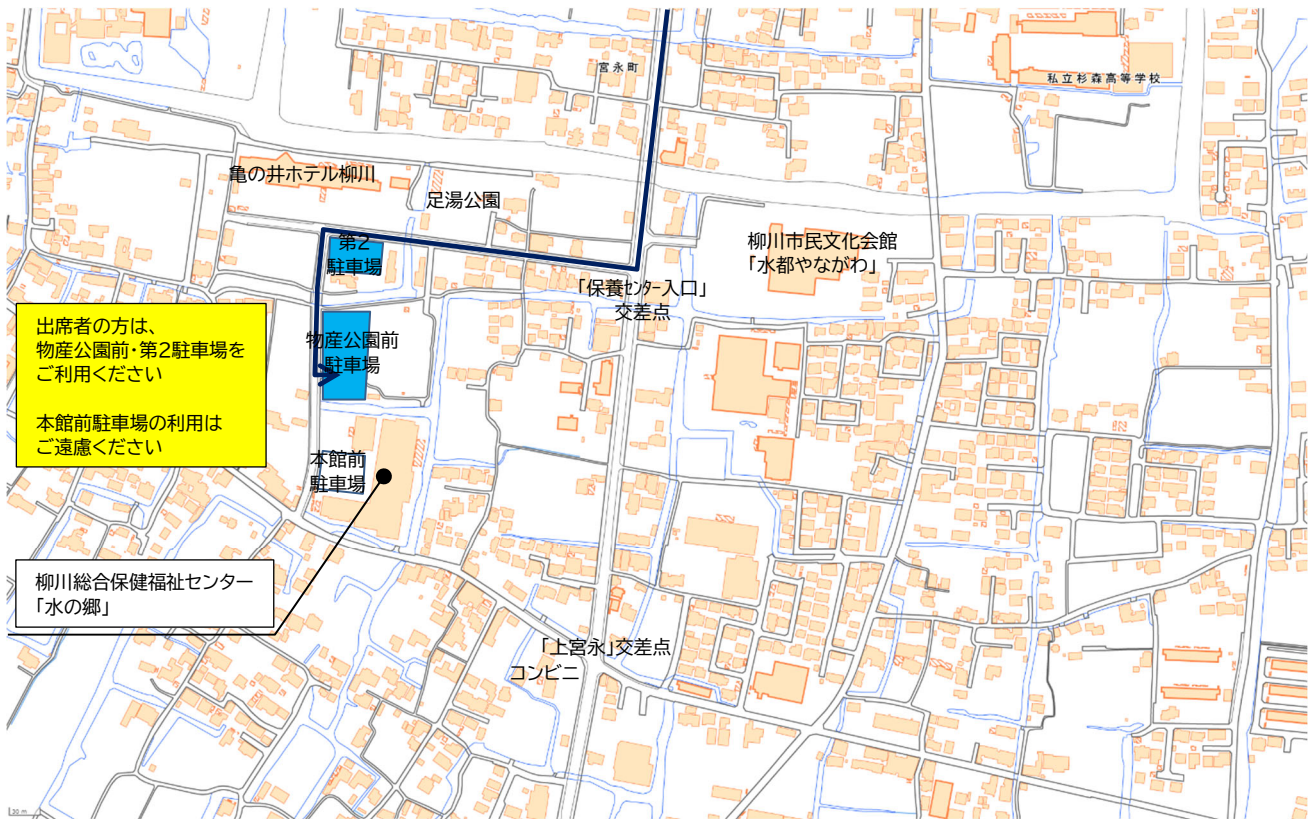
「働き方改革への取り組み」に関する説明会

日時：令和6年5月24日（金）14：00～15：30

会場：柳川総合保健福祉センター「水の郷」 水の郷ホール
（住所：柳川市上宮永町6番地3）

次 第

- | | |
|-------------------------|---------------|
| (1) 開会挨拶 | (14:00～14:10) |
| 有明海沿岸国道事務所 事務所長 | |
| (2) 建設業の時間外労働の上限規制について | (14:10～14:40) |
| 大牟田労働基準監督署 労働基準監督官 | |
| (3) 働き方改革に向けた新たな取組みについて | (14:40～15:10) |
| 有明海沿岸国道事務所 技術副所長 | |
| (4) 発注者（実践宣言） | (15:10～15:20) |
| 有明海沿岸国道事務所 建設監督官 | |
| (5) 閉会 | |



周辺拡大地図

(別紙－３)

※報道関係者用

令和６年５月　　日

(メール送付先)

国土交通省　九州地方整備局

有明海沿岸国道事務所　工務課長　檜原

Mail : narahara-s8910@mlit.go.jp

■「働き方改革への取り組み」に関する説明会

日時：令和６年５月２４日（金）　１４：００～１５：３０

場所：柳川総合保健福祉センター「水の郷」　水の郷ホール

(柳川市上宮永町６番地３)

※駐車場は「物産公園前駐車場」または「第２駐車場」をご利用ください。

機関名	人数	連絡先
	名	所属（部署） 代表者氏名 連絡先（ＴＥＬ）